

3. 火葬料金の変更について

平成30年 3月まで			平成30年 4月から		
12歳以上（中学生以上）	管内	18,000円	12歳以上 （中学生以上）	管内	15,000円
	管外	50,000円		管外	50,000円
12歳未満（小学生以下）	管内	16,000円	12歳未満 （小学生以下）	管内	10,000円
	管外	40,000円		管外	50,000円
死産	管内	15,000円	死産	管内	5,000円
	管外	30,000円		管外	25,000円
人体分離	管内	9,000円	人体分離	管内	7,500円
	管外	20,000円		管外	25,000円

※ 管内〔南部町・身延町・早川町・市川三郷町（旧六郷町）〕 ※ 管外（左記以外の地域）

◎変更にならないこと

①霊柩車使用の予約⇒役場へ申し込んで下さい。 ②霊柩車の使用料金⇒6,600円

不明な点については南部町環境センターへお問い合わせください（☎67-3619）

平成30年4月1日から水道料金が変わります

南部町の水道料は、平成22年10月に料金を改定して、料金を低く抑えて来た結果、別表1のとおり毎年1億2千万円を超える法定外繰入金に依存する厳しい経営となり、一般会計を圧迫している状況にあります。

水道事業は水道料金で運営することが基本です。そのため維持費等の節減に努めてきましたが、古くなった水道施設の更新や、耐震化を早急かつ計画的に推進するための費用を確保するため、料金体系の見直しを検討することとなりました。

このような中、昨年9月の水道審議委員会で、水道料金のあり方について審議した結果、近隣町を超えない範囲での料金の値上げが必要との答申を受け、12月議会に改定案を提出し、可決されました。

4月から水道料金を別表2のとおり改定します。改定のポイントは、使用水量が少ないほど負担は小さく、多いほど負担が大きくなります。

水道水は生活の中で最も重要な命の水であり、維持管理のため、水道料金の改定にご理解ご協力をお願いします。

別表1

決算状況調書

（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
収入	1. 水道使用料等	91,541	91,848	91,345	92,157	92,660
	2. その他の収入 （県工事補償金等）	30,978	20,521	19,181	21,664	26,650
	3. 地方債	28,600	83,200	99,200	96,600	344,600
	4. 一般会計繰入金	224,355	233,877	220,855	213,782	211,015
	（4の内、法定外繰入金）	(120,354)	(134,378)	(126,985)	(125,356)	(123,300)
収入合計	375,474	429,446	430,581	424,203	674,925	
支出	1. 一般管理・施設費	68,624	73,556	78,993	71,515	70,138
	2. 建設改良費	94,243	145,784	149,882	160,100	415,031
	3. 地方債償還金	207,768	198,517	187,458	175,482	174,589
	支出合計	370,635	417,857	416,333	407,097	659,758
収入支出差引額	4,839	11,589	14,248	17,106	15,167	
収入支出額－法定外繰入金 （赤字額）	△115,515	△122,789	△112,737	△108,250	△108,133	

※法定外繰入金とは、一般会計繰入金から地方債償還金1/2の額と児童手当分を除いた額

別表2

水道使用料（平成30年4月1日から）

（1ヶ月）

種別（口径）	基本料金		メーター料	超過料							
	改定後	（改定前）		0～10 ³	10 ³ を超え 25 ³ まで	25 ³ を超え 50 ³ まで	50 ³ を 超える分				
13mm	700円	（600円）	60円	0円	100円	110円	120円				
20mm			80円								
25mm	900円	（700円）	100円								
30mm			170円								
40mm			210円								
50mmネジコミ	1,300円	（800円）	320円					（改定前：一律に70円）			
50mmフランジ			620円								
65mm	1,900円	（900円）	710円								
75mm											

別表3

水道料新料金早見表（1～50³）

使用期間：1ヶ月当り（単位：円）

使用水量	メーター口径		使用水量	メーター口径		使用水量	メーター口径	
	13mm	20mm		13mm	20mm		13mm	20mm
1～10	820	840	24	2,330	2,350	38	3,985	4,005
11	925	950	25	2,440	2,460	39	4,100	4,125
12	1,035	1,055	26	2,555	2,580	40	4,220	4,240
13	1,140	1,165	27	2,675	2,700	41	4,340	4,360
14	1,250	1,270	28	2,795	2,815	42	4,460	4,480
15	1,360	1,380	29	2,915	2,935	43	4,575	4,600
16	1,465	1,490	30	3,030	3,055	44	4,695	4,715
17	1,575	1,595	31	3,150	3,175	45	4,815	4,835
18	1,680	1,705	32	3,270	3,290	46	4,935	4,955
19	1,790	1,810	33	3,390	3,410	47	5,050	5,075
20	1,900	1,920	34	3,510	3,530	48	5,170	5,190
21	2,005	2,030	35	3,625	3,650	49	5,290	5,310
22	2,115	2,135	36	3,745	3,765	50	5,410	5,430
23	2,220	2,245	37	3,865	3,885			

※別表3は、1ヶ月当りの目安です。

※水道料金は2か月に一度の請求です。

〔基本料金＋追加料金＋メーター使用料〕に消費税率を掛け10円未満切り捨てとなりますので、別表3の金額と異なる場合があります。

※未納者について、使用者間の不公平が生じるため、今回の水道料金改定に合わせ、給水停止処分取扱要綱を定め、未納者等の解消を図ります。